

工事請負指名業者選定要綱

(昭和48年7月2日区長決定)

第1 この要綱は品川区契約事務規則(昭和39年4月1日規則第8号)第37条の2の規定により指名業者選定について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 適格性の判定

指名業者を選定する場合は次の事項について調査し、その適格性を判定する。

- 1 経営及び信用の状況
- 2 不誠実な行為の有無
- 3 工事施工成績
- 4 発注工事施工についての技術的適性
- 5 既発注工事施工の進捗状況
- 6 最高完成工事高

第3 指名業者の選定方法

- 1 二により適格性を有すると判定された業者につき発注工事の予定価格に応じて競争入札参加資格名簿登載の当該格付業者より選定する。
- 2 二により適格性を有すると判定された品川区に主たる事務所及び営業所を有する業者(以下「区内業者」という。)については他の当該格付業者より優先し、又五の1及び2の規定にかかわらず選定することができる。

ただし、前2項のうち他の適格者に優先して選定することができる業者の資格は次のとおりとする。

- (1) 前回施工業者(しゅん工後2年以内)及び現在施工中の業者、ただし、前回の施工成績が良好でないものを除く。
- (2) 既発注工事の施工成績が特に優秀な業者

第4 指名業者選定特別例

- 1 品川区内業者及び三に定めるただし書の業者については、当該等級工事より上位の等級及び直近下位の業者を選定することができる。
- 2 直近上位又は下位業者を選定できる場合
 - (1) 発注工事が特に緊急を要する工事であるとき。
 - (2) 発注工事が高度の技術を要する工事又は施工上相当困難を伴う工事であるとき。
 - (3) 発注工事が東京都外の工事であるとき。
 - (4) 発注施工場所付近に営業所を有する業者。
 - (5) 発注工事の予定価格に対応する資格を持つ業者で適格者がいないとき。ただし、直近下位の業者を選定する場合、A工事については別に定める限度額を越えてはならない。

第5 指名業者選定の制限

- 1 一の業者に対しては同じ時期に2以上の工事については指名業者として選定できない。
- 2 既に施工中の業者については、その工事の履行実績が相当程度に達するまでは次の工事に指名できない。

- 3 1 および2にかかわらず当該業者の営業規模その他の条件を勘案して発注工事につき施工能力を有すると認めるときは指名業者として選定することができる。

第6 選定業者数

品川区において指名する業者の数はおおむね次のとおりとする。

発注金額	指名業者数
1,000万円未満	5以下
1,000万円～2,000万円未満	6以下
2,000万円～5,000万円未満	7以下
5,000万円以上	8以上

ただし、高度の技術を要する工事、その他事情により指名選定業者が規定数に満たない場合はこの限りでない。

第7 関係課との協議

選定にあたっては、つねに指名業者の本区並びに他官公庁の施工実績、経営能力等の情報収集に努め発注課の意見を参考として決定するものとする。

(注) 四のただし書に定める限度額

○建築工事及び土木工事	3億円
○設備工事	5,000万円